

住民との協働による課題解決のプロセス —新海浜での試み—

滋賀県土木交通部都市計画課 参事 中村 傳一郎

1. はじめに

これは、平成 12 年に彦根市新海浜の湖岸緑地で発生した事件をきっかけに、美しく自然豊かな湖岸のあるべき姿を求めて住民と水上バイクグループ（以下、水上バイク G）、そして行政の 3 者が行った課題解決のプロセスと、その結果得られたローカルルールを新海浜での試みとしてまとめたものである。

2. そのまもの話

2.1 場所

トラブルが発生した場所は琵琶湖の東岸、彦根市新海町の湖岸（新海浜）で、県が延長約 2.0km の湖岸緑地として都市公園を開設したところである（図 1）。

新海浜は遠浅で、かつては水のきれいな水泳場として近傍の人たちの夏の遊び場であった。昭和 45 年から愛知川河口部で、風光明媚な景勝地として別荘地開発目的の土地区画整理事業が行われ、平成 15 年 4 月現在では 84 戸、190 人が居住している。

2.2 水上バイクの増加と住民運動の活発化

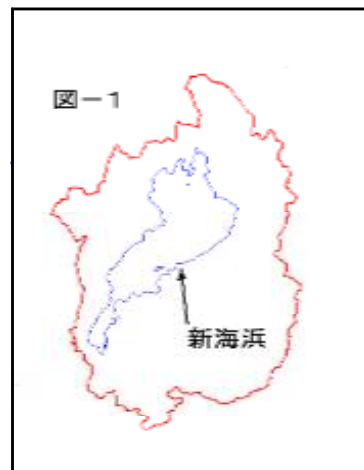
新海浜に隣接している民地を借地し、水上バイクの基地としての利用が始まったのは平成 8 年以前であったが、都市公園開設後の平成 10 年になるとその数も増え、騒音や排気ガスによる悪臭、ゴミ問題など新海浜住民の苦情は個人レベルから自治会レベルに拡大してきた。

平成 10 年頃から住民たちは何とか静穏な居住環境を取り戻そうと行動を始めた。直接、水上バイク G に苦情を申し入れたり、県に車両の浜への進入防止柵を要請したり、知事にも質問や指摘を行っている。平成 11 年には知事への手紙で意見を提出し、県議会でも問題になったが、その間も水上バイク愛好者は増加していった。水上バイク G では浜清掃を始めたものの、重機を浜へ搬入するなどその状況には大きな改善がみられなかった。

2.3 事件の発生

平成 12 年 6 月、一部の水上バイク愛好者が浜へ出る新しい“通路”をつくるため、防風林として植栽された松並木を伐採したことから事件となった。水上バイクを締め出した地元は警察に通報したこともあり、県は 7 箇所あった琵琶湖への通路に杭を打って、車両が民地から直接都市公園内に入れず（浜へ出られない）よう措置した。

しかし、一水上バイク G の不法行為で他のグループまでもが連帯責任を負わされるのは困ると、他のグループが杭の撤去を求めてきたため、条件つきながら再び通行可能な状況



に戻した。しかし、これがまた住民達の反発を買ってしまった。

3. 住民達の合法的な反撃と収拾に向けた取り組み

住民たちは生活環境を守るために、知事への手紙を何度も出す、自らホームページを立ち上げ現状を訴える、都市公園に車両が進入することは条例上許されるのかと公園管理者に質す、昔の航空写真と現在を比較して松並木の連続が水上バイクGによって何カ所も絶たれている事実を突きつけるなどの合法的な水上バイク追い出し作戦を活発化した。

平成 13 年度に入ると“水上バイク”自体が環境破壊の元凶、として琵琶湖から排除するよう訴えた。水上バイクGが砂浜に車両を乗り入れて植生を破壊していることを自ら開設したホームページに掲載し、広く様々な意見を求めた。

このゴタゴタは議会でも問題になったが、県は“従前からある通路”を“閉鎖する”ことはできず手詰まり状態になってしまった。

そこで現状打開を図るべく、自治会、水上バイクG、行政機関が集まって新海浜の適正な利用と保全について考える懇談会を設置することとした。メンバーは新海町自治会、イワタニランド新海浜地区自治会（当時は正式な自治会ではなかったが平成 14 年 4 月に独立した自治会になった）、緑とやすらぎのある新海浜を守る会（GreenWave）、新海浜を利用する水上バイク愛好者グループ、行政機関として、県の政策調整課・森林保全課・自然保護課・河港課・公園緑地事務所、彦根市生活環境課そして世話人として都市計画課が加わった。

4. 懇談会のスタート

4.1 第 1 回（5月24日）

第 1 回の懇談会は平成 13 年 5 月 24 日に新海町公民館で約 30 名の参加を得て開催した。議論がケンカにならないよう、討議の仕方を「3つの原則、7つのルール」で説明し、意義ある議論を進めるための相互確認を行った。このルールは、NPO「みずとみどりの研究会」で提唱されたもので参加者の自主的な討議を保証するため、さまざまな会議で活用されているものである。

住民側からはアメリカの国立公園では水上バイクが全面禁止されていること、そこに至る過程として、乗り入れ場所の限定、乗り入れの禁止、全面禁止へと進んできたとの説明があった。そして、水上バイクが水質や騒音など環境に著しい影響を及ぼしていることを踏まえ、浜の植生保護、ゴミの持ち帰り等を主張した。一方、水上バイク愛好者は6グループ約 150 人が新海浜で楽しんでいるが最近の利用者も減少傾向にあること、改造バイクは使用していないこと、浜の清掃も行うなどマナー向上に努めていることを主張した。さらに、この懇談会で何らかのルールが決定されればそれ



に従うという意見も出た。

住民側が主張するのは、新海浜で湖上レジャーを楽しむならウインドサーフィンなど、騒音や排気ガスの問題がなくしかも車両を乗り入れなくても自力で搬入ができるものであれば一向に構わないというもので、遠回しながら水上バイクを排除したいというものであった。また、この懇談会を「公開せよ」という意見が出され、異論がなかったので次回からはマスコミにも情報提供し、公開して議論することとなった。さらに、懇談会の確認事項を“懇談会の記録”として整理していくこととした。

4.2 第2回(6月28日)

2回目の懇談会では、新海浜の利用のあり方や浜への車両乗り入れ、新海浜でのルールづくりについて住民側、水上バイクG双方から意見を述べてもらった。その中で、水上バイクG側からは、極力浜に車を乗り入れない、また浜には駐車しない、マナーの向上に努めるとの説明があり、緑豊かな新海浜を保全していくための方策について建設的な意見を出してもらった。しかし、新海浜に来ているグループは理解しても湖上を渡ってくるほかの水上バイクGにはこうした気持ちを伝えられないもどかしさがあるとの説明もあり、次の懇談会には一定のルールづくりを目指すこととなった。

4.3 第3回(7月12日)

今回から各団体が参加しやすいよう夜間の開催となった。自治会や水上バイクグループなど団体から提出してもらったいわゆる「新海浜ルール(申し合わせ事項)」について議論した。水上バイクの利用、植生の保護、車の乗り入れ、湖辺や湖面の利用エリアについてがテーマである。住民側は淀川や長良川での水面利用のルールを引き合いに出し琵琶湖でも同様の規制をすべきと主張した。水上バイクG代表側は利用時間の限定と乗り入れ場所の限定に理解を示したが、グループ員に協議することとなった。

また、琵琶湖のマナーアップキャンペーンの説明があり、新海浜も会場の一つとして自然植生観察会を行うこと、水上バイクGには理解を深めてもらうべく多数の参加を促した。

4.4 自然観察会(7月22日)

真夏の太陽が照りつける中、関係者約60人が参加して自然観察会が開催された。約1.8kmにわたる湖岸を歩きながら滋賀県立大学の野間先生から浜に自生する植物(ハマゴウ・コマツヨイグサなど)や流れ着いた藻類(ヒロハノエビモなど)について興味深い説明を聞きつつ、車両が浜に乗り入れた場合の植生への影響についても説明してもらい水上バイクグループの自粛を期待した。また、同時に湖岸のゴミひろいなど清掃活動も全員で行った。



4.5 第4回(7月30日)

今までの議論を踏まえ世話人から提案した「新海浜ルール(申し合わせ事項)」(案)について意見をもらった。内容は、車両による植生破壊を防止すること、ゴミの持ち帰り、清掃などマナーを高めること、水上バイク利用上のルールとして利用時間、利用エリア、各グループの責任者を定める、ガソリンはレギュラーを使用する、内容について不具合が

ある場合はシーズン中でも見直しする、ことを盛り込んだ。住民側からはこれらに加えて、水上バイク愛好者の車両は住宅地内を通行しないこと、周辺道路に駐車しないことを追加する意見があった。ただ、懇談会メンバーの GreenWave は、一部の利害関係者だけの取り決めに反対して以後不参加を表明した。

4.6 第5回(8月19日)

住民側からの要望事項の扱いを協議したが、シーズンが終わってしまっただけでは今回のルールづくりの意味がないため、お互いに不満は残るもののルールづくりを優先させることとし合意案として「新海浜の適正な利用と保全についての申し合わせ事項(案)」を確認し、即日発効した。この申し合わせ事項には「案」がつけられているが、これがあくまで試行というものであること、よりよい形に改善していくことを考えた結果でありシーズン終了後にその運用実績や改善点などを評価することとした。

5. 平成13年の評価と平成14年の対応

平成13年のシーズン終了後、自治会や水上バイクGに今回のルールの評価をしてもらった結果、浜の自治会からは車両の浜への出入り自粛以外は、ルール無視が多い、こんな守られないルールづくりに何日も時間を費やしたことに憤りを感じているとの厳しい批判があった。一方、水上バイクGからも住宅地内の通行、利用水域、グループのリーダーの目印をつけるといった事項が十分に実行されていないと報告があった。

こうした評価を受けて、ルールをより実効性の高いものとするべく水上バイクGに改善点を求めた結果、平成14年は水上バイクG自らが“自主規制する”ことに重きをおくこととなった。自分たちが作ったルールを自ら破っているのは、結果的に新海浜から出て行かざるをえなくなるということを各グループで自覚してもらうことがねらいであった。ルール違反の事実を指摘された場合は、そのグループは一定期間、新海浜での活動を控えるという罰則規定を取り入れて真剣にルールを守る姿勢を打ち出すこととしたのである。

6. おわりに

水上バイクを巡っての地域住民との対立であったが、不十分ながらもこれを乗り越えお互いが対話できる関係が構築できた。「災い転じて福となす」ではないが、難事は好事の前段階ととらえ、行政も業務横断的にスクラム組んで対応すれば“行政不信”を“信頼関係”に転換でき、課題解決の糸口が見つかるのではないかと考える。さらに、住民と意見が対立したときの行政は、総体として課題解決に向けて前進するべきであり、お互いの主張を一步ずつ譲り合うことの必要性を理解してもらうことがポイントとなる。

今、新海浜の公園整備はどうあるべきか、地域の考える公園はどんなものかなど、地域とともに検討をはじめている。住民と行政の真のパートナーシップで地域に愛され見守られる公園整備計画を、少し時間がかかるかもしれないがまとめ上げていきたいと考えている。

(参考資料) 「緑とやすらぎのある新海浜を守る会」作成のHPならびに資料